

締約国に関する情報 S Z	エスワティニ 一般情報	附属書 B 1 S Z
国内官庁の名称	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) (アフリカ広域知的所有権機関)(AR I P O)(附属書B 2参照)	
エスワティニの国民及び居住者のための 管轄受理官庁	出願人の選択により, AR I P O事務局 又はW I P O国際事務局(附属書C参照)	
エスワティニが指定(又は選択)されて いる場合の管轄指定(又は選択)官庁	AR I P O事務局(国内段階参照)	
エスワティニを選択できるか?	できる(PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	AR I P O特許, AR I P O実用新案(実用新案は, 特許に代 えて又は追加して求めることができる)	